

[Cloud ずっと名刺フリープラン サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、株式会社ハンモック(以下、「ハンモック」という)をサービス提供者として提供されます。

[2] サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCが別途メール等の方法により通知・指定するサービス提供者のクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できることがあるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンスおよびパスワード管理

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。

[6] サポートサービス

- 1.サービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は次のURL(http://support.orenocloud.tokyo/qa_form.html)に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
- 2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等はサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[8] サービス料金

- 1.利用料
 - (1)本サービスの利用料は「年額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項に記載のとおりとします。
 - (2)契約期間の途中で上位の料金プランへの移行を行う場合、契約開始時点(契約更新後の場合は更新時点)に遡り、現プランと移行後のプランとの差額分の利用料が加算されるものとします。
 - (3)お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
- 2.超過料金
 - (1)料金プラン所定の枚数を超える名刺データ化の利用があったときは、500枚毎に50,000円が料金に加算されるものとします。また、初期名刺対応(サービス開始より2ヶ月間)は、初期名刺データ化オプション(25,000円/500枚)の追加契約を行うことができます。
 - (2)本サービスには、5,000通/月迄の「メール配信課金」が含まれます。当該通数を超えるメール配信の利用があったときは、1通あたり1円が1ヶ月毎に料金に加算されるものとします。
- 3.その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程(契約約款、規約、サービス詳細資料等の契約条項)は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

<http://www.hammock.jp/hpr/kiyaku/> (HotProfile 利用規約)

[10] 契約期間

サービス規程の定めにかかわらず、本サービスの契約期間は、サービス開始日の属する月の1日から1年間とします。契約期間満了の1ヶ月前迄に、甲または乙のいずれかより書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものと、以後も同様とします。